

のまんのう 農業委員会だより



第24号

令和8年3月1日発行



編集・発行

まんのう町農業委員会 (まんのう町役場2階農林課内)
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

ごあいさつ

まんのう町農業委員会 会長 中 浦 優



皆様には日頃より農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年から将来の農地利用の姿を具体化した地域計画がスタートしました。農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。農業者の皆様の高齢化や担い手不足が加速する中、大切な農地を次世代へ引き継ぎ、将来にわたって耕作し続けていくためには、各地域の実情に応じて見直しを重ねていく必要があります。当委員会としましても、香川県農地機構や関係機関と連携して、農地等の利用の最適化を推進する他、農畜産物の生産者ファーストを実感できる委員会活動を進めて参ります。

今後とも、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

こんなときはご相談を



●農地の売買（農地法第3条）

農地を耕作する目的で農地のまま売買・贈与をする場合、農業委員会の許可が必要となります。

●農地の転用（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外の用途（住宅・事業用地等）に転用する場合、農業委員会を経由して県知事の許可が必要となります。

●農地の貸借・解約（農地法・農地中間管理事業の推進に関する法律）

農地を耕作する目的で農地のまま貸借する場合、申請が必要となります。

令和7年4月から、（公財）香川県農地機構を経由した貸し借りとなりました。

農地機構による手続きや書類の作成となり、申し出から権利発生まで約3カ月かかります。貸借期間は原則10年（少なくとも6年）となります。

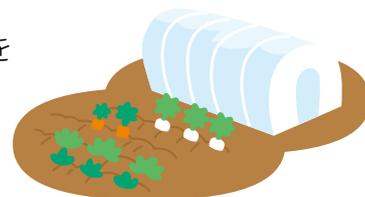
農業委員会や農林課に駐在している農地機構職員まで、ご相談ください。

貸借の解約の場合、解約書等の提出が必要となります。

○申請は毎月5日までに農業委員会にご提出ください。

○定例会を毎月20日に開催し審議しています。

※日程は前後する場合があります。まんのう町ホームページ等でご確認ください。



遊休農地の調査



毎年8月から10月にかけて農地の利用状況を調査しています。調査後、現に耕作されていない遊休農地の所有者に対して、農地利用の意向（貸付希望、耕作意思等）を確認しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

農地の管理について



耕作がされていない農地では草や木が繁茂し、害虫の発生や野生鳥獣の棲み処になることもあり、近隣の方に被害が出る恐れがあります。所有者・耕作者等の方は、草刈り等の適正な管理をしていただきますようお願いいたします。また、地域の慣習に合わせ、畦畔や農道についても同様に管理をお願いします。

近隣農地の草が伸びて困っているという相談が多くなっています。農業委員会にて所有者等へ管理のお願い文書を送付しますが、農業委員会で草刈り等はできませんのでご了承ください。あくまでも管理は所有者等の責務となります。

参考 農地法第2条の2
(農地について権利を有する者の責務)

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農業に伴う野焼きについて



野焼きは法律で原則禁止されています。例外として農業を営むためにやむを得ない場合は認められていますが、煙や臭い、灰などの苦情が寄せられています。やむを得ず行う場合でも、事前に周知するなどし、周囲の方への最大限の配慮と細心の注意をお願いします。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター等で乗用装置付）の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、**「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」**による届出が必要ですので、まんのう町役場税務課に提出して**標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。**

農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。

【お問い合わせ先】まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104



農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住まいの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください。



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、
宅地などへの転用、その他農地や農業に関す
ることについて相談を随時受け付けていま
す。

地区名	委員	氏名		電話番号	地区名	委員	氏名		電話番号
琴南地区	農業委員	堀江祐二	中通	85-2923	満濃地区	農業委員	久保一	炭所東	79-2314
		山口靖永	中通	84-2770			宮川昭史	炭所西	79-0827
		兼若香寿美	川東	84-2259			鈴木多計士	長尾	79-2798
	農地利用最適化推進委員	後藤博幸	造田	85-2745			高橋豊文	吉野	79-2834
		宮川竜次	造田	85-2776			秦守	吉野	79-3441
		佐野哲三	川東	84-2952			松浦功	岸上	73-3309
		中西光明	勝浦	84-2685			栗田美博	四條	73-4125
谷川明雄	川東	84-2606	中浦優	吉野下		73-5029			
仲南地区	農業委員	林一典	七箇	77-2667		近藤茂義	東高篠	73-4364	
		宮井章裕	七箇	78-3619		赤股誠司	公文	75-0169	
		岩倉節夫	帆山	78-3311		農地利用最適化推進委員	仁木久雄	炭所東	79-3389
		臼杵慶幸	追上	57-6007			藤丸武則	炭所西	79-2641
		近石義則	買田	73-5376			小野貞文	炭所西	79-2459
	鈴木雅人	七箇	77-2630	道安和敏			長尾	79-3353	
	松崎智哉	七箇	77-2443	谷本貴司	長尾		79-3071		
	農地利用最適化推進委員	堀田雅彦	七箇	77-2707	渡邊壽孝		吉野	79-3437	
		大西好信	大口	78-3706	有信隆雄		吉野	79-3431	
		谷江孝夫	新目	77-2794	楠見武士		真野	73-3867	
増田稔		山脇	78-3520	奈良耕治	岸上		73-2877		
奈良敏美		生間	75-0585	近石正明	四條		75-1772		
久染智春	佐文	73-4322	高鳥義光	吉野下	75-0456				
中立委員	農業委員	平川裕子	東高篠	75-5182	植田正富	東高篠	75-5408		
					森浦五男	西高篠	73-4474		

※中立委員・・・担当区域がなく、農業分野以外の視点を持つ委員

地域農業を守ろう

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。

これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。

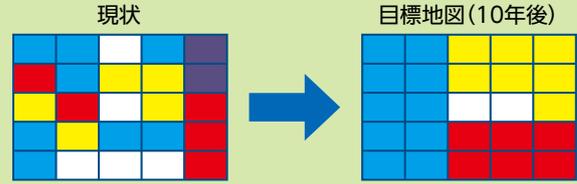
まんのう町では関係機関と一体となって、令和7年3月に地域における農業の将来を考えた「地域計画」を策定しました。策定して終わりではなく、話し合いを継続して行い、毎年見直しを重ねていく中で、将来の地域の姿に近づけていくことが大切です。

「地域計画」とは・・・

農地や農業を守る為に、地域の現状や課題、将来の在り方等を地域で話し合って目標等を定めたものです。

地域計画に基づく農地貸借

地域で話し合い、
将来の農地利用を目標地図にまとめる



農地機構による貸借(機構法)

農地所有者(出し手)

香川県農地機構

担い手(受け手)



まんのう町賃借料情報

令和7年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料情報(10aあたり)は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

地域名	地目	使用貸借 (賃借料0円) 筆数	賃貸借 筆数	うち賃貸借の 集計に用いた 筆数	賃借料(円/10a)		
					平均額	最高額	最低額
琴南地区	田	64	5	5	4,000	4,000	4,000
	畑	2	0	0	—	—	—
満濃地区	田	834	37	37	7,500	13,900	3,000
	畑	8	0	0	—	—	—
仲南地区	田	164	1	0	—	—	—
	畑	7	1	0	—	—	—
町内全域	田	1062	43	43	7,100		
	畑	17	1	0	—		

※1 算出の基になるデータについて、賃借料が昨年平均の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方*

※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。



◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。
(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更できます。
月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の
節税になります。

◎政策支援 (保険料の国庫補助) が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円 (5割) 補助

見やすく! 分かりやすく! 充実した農業・農村の情報を届けます



◆発行日/毎週金曜日

◆発行元/全国農業会議所

◆購読料/月額700円 (税・送料込み)

※令和8年4月より、月額900円に改定 (予定)



QRコードはこちら

ホームページアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

お申込みは農業委員会事務局まで